

研究タイトル:

近世ヨーロッパにおける戦争と法——軍法学 ius
militare を素材として——

氏名:	北谷 昌大	E-mail:	kitatani@gifu-nct.ac.jp
職名:	助教(一般科目(人文))	学位:	博士(法学)
所属学会・協会:	法制史学会、法文化学会		
キーワード:	ヨーロッパ法史、西洋近世法史、軍法学、軍司法制度		
技術相談 提供可能技術:			

研究内容:

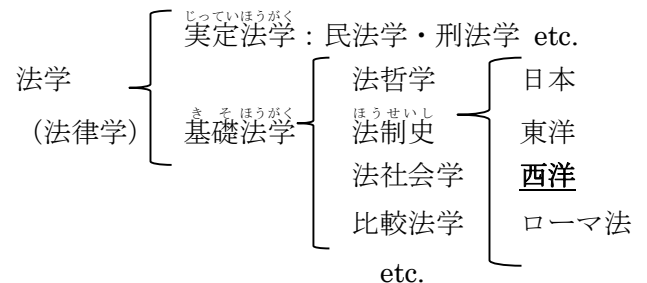
私は法学の中で、西洋法制史という分野を専攻しています。特に近世(1500-1800年頃)のドイツにおいて形成された、「軍法学(ius militare)」という分野を対象として、この時代の法学者は戦争や軍隊をどのように理解し、法的にどのように枠づけようとしたか、その特徴を明らかにする研究を進めています。

ヨーロッパでは中世以来、戦争自体が正しいか否かという問題(「正戦論」)が戦争行為一般を論ずる主要な枠組みであり、そこでは戦争を起こすことや戦争の中で行うどのような行為が法的に正しいか、が論じられました。

このような問題は、今日では国際法(国際人道法)の研究テーマであり、民法学の根幹にも深く関わります。

これに対し、近世という時代には、いつ大規模な戦争が起こるかかわからない(そして実際に戦争が継起する)国際情勢の中で、平時にも維持される「常備軍」という形態の大規模な軍隊が各国で創設されます。そのような時代にあっては、戦争そのものの正当性のみならず、軍隊をどのように法的に枠づけるかが課題となります。「軍法学」は、このような同時代的状況を背景として、実際の大規模な軍隊の構成員(将兵のほか、その家族や従者、さらに従軍商人を含む)の法的な位置づけや、その取扱いについて、論ずる枠組みでした。

私の研究は「軍法学」を、長い蓄積のある法学説・法理論と、同時代の現実とが交錯する場と理解し、その分析により、「近世」という時代の戦争に対する法的な意味づけの特徴を探る、というものです。これまでの研究では、「軍法学」がどのような学問的背景から構築されたのか、を主に法学の歴史の中で明らかにすることに重点を置き、一見すると軍隊の組織方法や軍人身分の特性のみに対応した、実務上の技術のように思われる法分野が、実はフーゴー・グロティウス『戦争と平和の法』という、同時代を代表する戦争(法)論を基礎としつつ、それをヨーロッパ(特にドイツ)における軍隊の法的規律に現実に適用できるよう理論的に発展させたものである、ということを明らかにしてきました。現在はそれを踏まえて、そのような学問的背景が、18世紀ドイツにおいて、軍隊の内部の法制度(特に軍事法廷手続を核とする軍司法制度)に対して、実際にはどの程度・どのように影響したのかを明らかにすることを目指しています。



提供可能な設備・機器:

名称・型番(メーカー)	